

持続可能な農業の実現をめざし、農業用水路や農道など土地改良施設に対する支援を行います。【米子市農林課】

農家の皆様が共同で使われている土地改良施設は老朽化が進み、それに伴う農業生産能力の低下が見られます。また、農業従事者の高齢化や後継者などの担い手不足によって、施設の維持管理能力が今後ますます低下することが懸念されています。

このような状況を踏まえ、土地改良施設の整備、施設機能の維持・向上に向けた機能保全対策及びほ場整備事業などを推進することによって、農業基盤の長寿命化を図るとともに、農業生産性の向上、担い手を育成・確保しやすい環境づくり及び荒廃農地の解消をめざしていくため、農家の皆様を支援します。

① 多面的機能支払交付金

(概要)
地域共同による農地・農業用水路・農道等の保全活動に対して、交付金を支払います。

※5年間の取り組みが必要です。

(主な事例)

- ・農道法面の除草
- ・農業用水路の浚渫
- ・農道や農業用水路等の補修



【農道法面の除草】



【農業用水路の浚渫】

② 団体営土地改良事業補助金

(概要)
土地改良事業を施行する事業主体者に対して、補助金を交付します。

※事業主体者は、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合等、知事の指定する団体その他の者に限られます。

(主な事例)

- ・農道や農業用水路等の改良・改修



【農業用水路の改修】

③ 地元負担金を徴収して市が行う土地改良事業

(概要)
地元施工が出来ない場合等に、負担金を徴収して、市が改良工事等を行います。

※工事完了後、引き続き施設管理者である地元の維持管理になります。

※個人の施設は対象外です。(農地災害、暗渠排水を除く)

(主な事例)

- ・農道や農業用水路等の改良・改修
- ・農道の舗装
- ・農業用ため池の改修
- ・暗渠排水施設の改修
- ・農業用水路の浚渫
- ・農業用ため池の浚渫
- ・災害の復旧



【農業用水路の改修】



【農業用水路の目地補修】



【農道の舗装】

④ 小規模土地改良事業（材料支給）

(概要)
工事が簡易で地元施工する場合に、材料を現物支給します。
※個人の施設は対象外です。(暗渠排水を除く)

(主な事例)

- ・未舗装農道の補修をするための真砂土・碎石の支給
- ・土水路の農業用水路を改修するためのコンクリート水路製品の支給



【真砂土による農道補修】

⑤ 維持補修

(概要)
緊急性があり地元施工が困難な場合等に、維持補修を行います。

※除草、水路浚渫などの通常の維持管理は対象外です。

※個人の施設は対象外です。

(主な事例)

- ・農道のポットホール補修
- ・農業用水路の吸出しによる農道陥没の補修
- ・災害による排水路閉塞の浚渫



【農道陥没補修】



【災害による水路閉塞】

⑥ 県営土地改良事業の相談

(概要)
大規模又は高度な土地改良事業について、市が窓口となり県に相談します。

(主な事例)

- ・ほ場整備事業
- ・頭首工の改修



【ほ場整備 大区画ほ場】



【頭首工の改修】

【お問い合わせ先】

経済部農林水産振興局農林課 農林振興担当 0859-23-5232 (①)

土地改良担当 0859-23-5230 (②～⑥)

総合政策部淀江振興課 事業担当 0859-56-3165 (②～⑥)

